

監 査 第 2 9 1 号
令和 8 年 9 月 1 7 日

埼玉県知事 大 野 元 裕 様

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 飯 塚 俊 彦

埼玉県監査委員 松 澤 正

令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定に基づき審査に付された令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県監査基準に準拠し審査したので、その結果について意見書を提出します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

3 審査の実施内容

令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成31年 3 月総務省)」の「Ⅴ 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 2 審査の結果

1 審査意見

令和 7 年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。
なお、審査において、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

(備考)

内部統制評価報告書の評価対象期間において、運用上の重大な不備があった。

2 留意又は改善を要する事項

(1) 重大な不備への対応について

令和7年度の内部統制評価報告書では、評価対象期間中に業務における重大な不備が把握されたため、内部統制は有効に運用されていないと評価された。リスク評価シートに記載されていない職員の不正行為による重大な不備は、令和4年度でも発生した事案である。リスク設定は各課所が自主的に行うものであるが、不正行為による不備が再度発生したことを重く受け止め、適切なリスク設定を促すとともに、不正を未然に防ぐための実効性のある対策が整備され、有効に運用されているかを確認・評価していただきたい。

(2) 実効性のある内部統制の実現について

業務における内部統制実施要領では、リスク対応策が実施できていないなど、規定されている方針及び手続が適切に運用されていない場合、整備上の不備に該当すると定めているところ、令和7年度内部統制評価報告書では整備上の不備は「なし」とされていた。一方で、令和7年度及び令和8年度に実施した定期監査では、リスク対応策が適切に講じられていないとして指導を行った事例が散見され、内部統制の認識不足、自己評価の形骸化が懸念されるところである。また、運用上の不備の件数も高止まりしており、同様の不備案件が複数の課所で毎年度発生している状況にある。

内部統制の実効性をより一層確保するためには、リスク評価シートの整備、運用、評価及び見直しといった各段階でのPDCAサイクルの取組を着実に実施し、リスク低減を図ることが必要である。推進部局と適切に連携し、全庁的な内部統制体制の整備及び運用に向けた取組を改めて推進していただきたい。

また、評価部局では、令和6年度内部統制評価報告書審査意見書を踏まえ、内部統制聴取調査と併せて実施している行政監察において、内部統制推進員以外の職員に対し、内部統制制度の認知度、所属のリスク設定やリスク対応策の把握状況を確認することとした。本取組は令和7年度から一部の課所を対象に開始したものであることから、令和8年度以降においても本取組を継続して実施していただきたい。また、評価部局で行政監察を実施していない教育委員会においても、対象部局と連携を図りながら、内部統制が組織全体で

適切に運用されているかを確認し、実効性のある内部統制の実現に向けた取組を推進していただきたい。

（３）対象事務拡大への適切な対応について

個人情報保護に関する事務及び文書管理に関する事務は、個人情報に記載された公文書の紛失や不開示情報の県ホームページへの誤記載、公文書偽造及び公印の不正使用など、不適切な事務処理が複数発生した状況を踏まえ、令和７年度から知事部局の内部統制の対象事務に加わった。

対象事務拡大の初年度である令和７年度の評価結果を確認したところ、222 対象課所のうち、個人情報保護では 27 課所が、文書管理では 92 課所がリスク設定を行っていない状況にあった。拡大した事務に係る不適切事案は、全ての課所で起こりうるものであり、内部統制の対象事務を拡大した背景などを踏まえると、適切にリスク設定を行い、実効性のある対応策を講じていくことが求められる。

推進部局においては、評価部局との情報共有を十分に図りつつ、内部統制の対象事務拡大の趣旨を改めて周知するとともに、拡大した事務に係るリスク設定、リスク対応策に不備や不十分な点がある場合には、各部局にリスク対応策の再検討などの対応を求めている。また、評価部局においては、内部統制の整備状況及び各部局による自己点検結果に対し、整備上及び運用上の不備がないかを適切に評価するとともに、必要に応じて適切な指導・助言を行っていただきたい。

（４）対象機関の拡大について

本県の内部統制は、知事部局及び教育委員会を対象としている。一方で、47 都道府県の実施状況を確認すると、半数を超える団体が知事部局以外の執行機関（教育委員会など）も内部統制の対象機関に含めており、議会事務局や公営企業を対象としている団体が多くなっている。

知事部局及び教育委員会以外の執行機関についても、適正な財務事務の執行が求められるところであることから、推進部局においては、評価部局と連携し、他の都道府県の実施状況を把握するなど、対象機関の拡大に向けた検討を進めていただきたい。

なお、拡大に当たっては、知事部局の内部統制に準じた取組を試行的に実施するなど、制度の円滑な実施に向けた取組を講じていただきたい。